

新潟市北地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市北地区公民館使用料の収納を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市北区松浜 1 丁目 7 番地 1  新潟市北地区公民館	公益社団法人新潟市シルバー人材センター  理事長 若 林 孝